

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

一 指示内容

次に掲げる地点の石くら（石を積みあげて空間を確保した構造物）設置場所においては、水産動物を採捕してはならない。

ただし、水産多面的機能発揮対策事業により石くらを設置した活動組織がモニタリングのため採捕する場合は、この限りでない。

槻川（埼玉県比企郡小川町槻川水管橋から上流百四十メートルの地点）

高麗川（埼玉県日高市獅子岩橋上流端から上流百四十メートルの地点）

入間川（埼玉県入間市新豊水橋上流端から上流四百三十メートルの地点）

二 指示期間

平成二十七年十二月十一日から平成二十八年三月三十一日まで